

世田谷区告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年1月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-5

2 変更の区間

世田谷区桜上水四丁目429番27の内から429番307の内まで

3 変更の区域

延長 8.16メートル

幅員 0.18メートルから0.19メートルまで

面積 1.54平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年1月9日

案 内 図

特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区

桜上水四丁目11番

